



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(NASDAQ・コード 6425)  
問合せ先 経営企画室 広報・IR 課  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## ウィン・リゾート社 (NASDAQ:WYNN) との訴訟の進捗状況に関するお知らせ

平成 29 年 11 月 17 日付「ウィン・リゾート社 (NASDAQ:WYNN) に対する訴訟の提起について」にてお知らせしたとおり、Wynn Resorts, Limited (NASDAQ:WYNN、以下「ウィン・リゾート社」という) と当社、当社子会社 Aruze USA, Inc. (以下「Aruze USA 社」という) 及び当社前会長岡田和生氏間で米国ネバダ州地方裁判所にて係属中の訴訟に関して、ネバダ州地方裁判所は、平成 29 年 11 月 13 日、ウィン・リゾート社による略式判決の申立てに対し、当社らのウィン・リゾート社、スティーブ・ウィン氏及びエレイン・ウィン氏に対する請求については、申立てを棄却し (以下「本件棄却決定」といいます)、それ以外のウィン・リゾート社の取締役個人に対する請求については、申立てを認めました (以下「本件認容決定」といいます)。

ウィン・リゾート社は、本件棄却決定を不服として、ネバダ州最高裁判所に対して上訴し、当社らは、本件認容決定に対し、ネバダ州地方裁判所に対して新証拠に基づき再審理の申立てを行っていましたが、これらの申立てについて裁判所の決定が出されましたのでお知らせ致します。

また、スティーブ・ウィン氏は、自身が同社の最高経営責任者 (CEO) 及び会長を辞任したことを受けて、同氏、エレイン・ウィン氏及び Aruze USA 社間の 2010 年 1 月 6 日付株主間契約 (以下「本件株主間契約」といいます) の効力に関して見解を公表しておりますが、当社らは、同氏の見解が全く根拠がないものであることを同氏及びエレイン・ウィン氏に対して通知し、裁判所にもその旨の書面を提出しておりますので、その詳細についても併せてお知らせ致します。

### 1. 本件認容決定に対する再審理の申立て及び本件棄却決定に対する上訴に関する裁判所の判断

まず、ネバダ州地方裁判所は、平成 30 年 2 月 5 日、本件認容決定に対する当社の再審理申立てを認め、スティーブ・ウィン氏及びエレイン・ウィン氏を除くウィン・リゾート社の取締役ら個人に対する請求に関する略式判決を覆しました。裁判所は、ウィン・リゾート社が秘匿特権を理由として昨年未まで長年にわたって提出を留保していた新証拠に基づき、経営判断の原則を根拠としてこれらの取締役らに対する当社の請求を棄却する旨の本件認容決定を覆すことを余儀なくされたとしています。したがって、これらの取締役らは、平成 30 年 4 月 16 日より開始される事実審理 (Trial) に直面することとなりました。

翌日、上記の地裁判決を受けて、ネバダ州最高裁判所は、本件棄却決定に対するウィン・リゾート社

の上訴を退けました。したがって、ウィン・リゾーツ社、スティーブ・ウィン氏及びエレイン・ウィン氏もまた、平成 30 年 4 月 16 日より開始される事実審理に直面することを意味します。

## 2. 株主間契約の効力に関する当社らの見解

スティーブ・ウィン氏は、ウィン・リゾーツ社の従業員に関わる数多くの性的不品行問題の報道を受けて同社の最高経営責任者（CEO）及び会長を辞任した後の平成 30 年 2 月 9 日、エレイン・ウィン氏に対し、「スティーブ・ウィンは、エレイン・ウィン氏による 2010 年 [1 月 6 日] 付株主間契約は無効かつ強制不能である旨の主張の根拠に同意しないものの、当該契約はもはやいずれの当事者をも拘束しないという点には同意する」と記載した書簡を送付しました。また、ウィン・リゾーツ社は、平成 30 年 2 月 9 日、米国証券取引委員会（「SEC」）に書式 8-K を提出し、スティーブ・ウィン氏のエレイン・ウィン氏宛上記書簡を SEC 及び公衆に通知した上で、「株主間契約の効力の有無に関わらず、[ウィン氏は] 自身が保有する株式を売却する旨の差し迫った計画がなく、仮にウィン氏が当該株式を時間をかけて売却することを決定した場合、同氏は当該売却を秩序だった方法にて行うであろう」と述べました。

当社及び Aruze USA 社は、ウィン・リゾーツ社の現況報告を受けて、平成 30 年 2 月 13 日、本件株主間契約は「彼らと Aruze USA との間の三者間契約であって、Aruze USA 社は本件訴訟において本件株主間契約は有効かつ強制可能である旨の数多くの主張を行っている。したがって、本件株主間契約は、スティーブ・ウィン氏の見解によれば、エレイン・ウィン氏に対して強制不能とするスティーブ・ウィン氏の声明は、本件株主間契約が有効かつ強制可能であるとする Aruze USA 社の主張を何ら解決するものではない」旨を記載した、スティーブ・ウィン氏、エレイン・ウィン氏及びウィン・リゾーツ社宛での同日付の書簡を含む現況報告を地裁に提出しました。Aruze USA 社は、さらに、2012 年 2 月の株式償還の無効及び同社が保有していたウィン・リゾーツ社株式の返還を求めていることについても改めて注意喚起しました。

したがって、当社は、スティーブ・ウィン氏及びエレイン・ウィン氏が依然として本件株主間契約に拘束され、Aruze USA 社は、両名による潜在的な株式売却に関して、同契約に従って権利を有していると固く信じております。特に、スティーブ・ウィン氏もエレイン・ウィン氏も、本件株主間契約の条項に基づいた Aruze USA 社による必要な承認なしに、あるいは本件訴訟における Aruze USA 社の主張が解決するまでは、ウィン・リゾーツ社のそれぞれの株式を売却することはできません。

裁判所は、スティーブ・ウィン氏に対し、本件株主間契約に関する自身の新たな立場及び本件における請求へのその意図する効果を完全に説明するよう命じました。裁判所は、スティーブ・ウィン氏に対して平成 30 年 2 月 20 日までに書面を提出し、当社らに対して同月 28 日までに当該書面に対する反論を提出するよう指示しました。本件に関する審理は 3 月 2 日に予定されています。

裁判所は、平成 30 年 2 月 13 日及び 14 日、当事者らによってなされた一連の略式判決の申立てに関する口頭弁論を行い、決定を下しました。裁判所の結論は、当事者らの核となる請求は棄却されず、したがって、本件訴訟は平成 30 年 4 月 16 日に事実審理が開始されるというものです。

当社は、平成 24 年 2 月の Aruze USA 社保有にかかるウィン・リゾーツ社株式の償還は無効かつ不適切であったと主張しています。本件訴訟における当社の専門家報告書は、当社は無効な償還に関する損害賠償として 2017 年 10 月 31 日時点で 45 億米ドルの権利を有する旨述べています。

以上